

駐 車 許 可 申 請 書					
警 察 署 長 殿			年 月 日		
申請者	住 所 氏 名				
使用者	住 所 氏 名				
駐 車 の 時 間	年 月 日 午 時 分 年 月 日 午 時 分				
駐 車 の 場 所					
駐 車 の 方 法					
駐 車 す る 理 由					
駐 車 す る 車	車 種	車 名	登 録 (車 両) 番 号		
第 号 <div style="text-align: center; padding: 10px;"> <h3 style="margin: 0;">駐 車 許 可 証</h3> <p style="margin: 0;">上記のとおり駐車を許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">警 察 署 長 印</p> </div>				条 件	
条 件					

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表するものは、群馬県公安委員会になります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して一年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。